

事 務 連 絡

平成30年2月19日

(一社) 北海道農業建設協会会長  
} 様  
(一社) 北海道農業土木測量設計協会会長

農政部農村振興局事業調整課  
主幹 (設計施工)

平成30年3月1日以降に契約を締結する工事及び委託業務の労務単価等の適用について (通知)

農政部所管発注工事等においては、積算基準日によって適用する単価を決定しているところですが、国においては、平成30年工事設計労務単価、平成30年施設機械工事等労務単価及び平成30年度設計業務委託等技術者単価 (以下、新労務単価等という。) を平成30年3月1日以降に契約を締結する工事等に適用することが決定されました。

また、国においては、これらの工事等のうち、平成29年度工事設計労務単価、平成29年施設機械工事等労務単価及び平成29年度設計業務委託等技術者単価 (以下、旧労務単価等という。) を適用して予定価格を積算している場合に新労務単価等に置き換える特例措置の取扱いを決定したところであり農政部においてもこの特例措置を適用することとしました。

つきましては、制限付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約等の入札方式の違いにより、積算基準日に差があることから、同一入札日における応札時の混乱を防止するため、次のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

記

1. 入札日が4月以前の場合：  
起工決定日、積算基準日にかかわらず、旧労務単価等を適用すること。
2. 入札日が5月以降の場合：  
起工決定日、積算基準日にかかわらず、新労務単価等を適用すること。
3. 旧労務単価等を適用する工事及び委託業務については、契約締結後に請負代金額等の変更が請求できることを別添のとおり特記仕様書に明示すること。また、公告中及び指名通知済み等の案件についても特記仕様書を追加し、入札参加資格審査申請者等に周知をお願いします。
4. 新労務単価等を適用する工事及び委託業務については、別添の特記仕様書を添付しないこと。

設計施工グループ

主査(技術調査) 011-204-5404

## 〇〇. 平成30年工事設計労務単価に係る特記仕様書

1. 本工事は、平成29年度工事設計労務単価により予定価格を算出しており、契約締結後に平成30年3月から適用している工事設計労務単価による請負代金額の変更協議請求ができる特例措置の対象工事である。